

# 本定例会の議決結果一覧

※詳細は、市議会ホームページでご覧いただけます。



議案等一覧はこちら→

件名 (議=議案 / 諮=諮問 / 意=意見書案 / 請=請願 / 報=報告)	結果	各会派の賛否 (賛成=○ / 反対=×)											
		自 民 民 主	公 明	共 産	坂 元	か ず さ	未 来	健 康	大 地	市 民 ネ	維 新		
議1・5～7・10・15) 令和8年度札幌市予算(一般会計/国民健康保険会計/後期高齢者医療会計/介護保険会計/病院事業会計/下水道事業会計)	可決	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
議2～4・8・9・11～14) 令和8年度札幌市予算(土地区画整理会計/駐車場会計/母子父子寡婦福祉資金貸付会計/基金会計/公債会計/中央卸売市場事業会計/軌道整備事業会計/高速電車事業会計/水道事業会計)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議16・20・21・23) 札幌市条例の一部を改正する条例案(職員定数/国民健康保険/介護保険/病院事業使用料及び手数料)	可決	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
議17～19・22・24・26～32) 札幌市条例(等)の一部を改正する条例案(基金/証明等手数料/区保育・子育て支援センター/道路占用料/市立学校教育職員特殊勤務手当/個人番号利用/市税事務所設置/児童福祉法施行/公衆浴場法施行/旅館業法施行/建築物における駐車施設の附置等に関する/火災予防)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議25) 包括外部監査契約締結の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議33) 白石清掃工場3号燃焼ガス冷却設備改修工事請負契約締結の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議34) 札幌市学校施設冷房設備整備事業契約締結の件議決変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議35) 財産の取得の件(消防ヘリコプター)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議36・37) 損害賠償及び和解に関する件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議38) 専決処分承認の件(一般会計予算の補正)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議39) 市道の認定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議40・41・43～46) 令和7年度札幌市補正予算(一般会計(第8号)/後期高齢者医療会計(第2号)/公債会計(第6号)/水道事業会計(第1号)/下水道事業会計(第3号)/一般会計(第7号))	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議42) 令和7年度札幌市介護保険会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
議47) 固定資産評価審査委員会委員選任に関する件(堀江 健太 氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議48) 札幌市オンブズマン委嘱に関する件(梶井 祥子 氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
諮1) 審査請求に対する裁決に関する件	棄却することを 適当と認める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
意1) 交通事故による脳脊髄液漏出症患者の救済に向けた自賠責保険制度の改善を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
意2) 台湾の国際民間航空機関(ICAO)及び国際刑事警察機構(AI-シーピーオー)への参加を支援するよう求める意見書	可決	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
請52～65) 札幌市営住宅家賃の見直しに係る請願書	不採択	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
報1～4) 専決処分報告(訴えの提起/調停/損害賠償及び和解/工事請負契約金額変更)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

〔 自民…自由民主党 / 民主…民主市民連合 / 公明…公明党 / 共産…日本共産党 / 坂元…坂元・荒井 / かずさ…山口かずさ / 未来…未来さっぽろ / 健康…健康さっぽろ / 大地…大地さっぽろ / 市民ネ…市民ネットワーク北海道 / 維新…日本維新の会 〕

## 議員の資産などを公開します

「政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づいて、議員から提出された報告書を公開します。

- 資産等報告書
- 資産等補充報告書
- 所得等報告書
- 関連会社等報告書

■令和7年度分の閲覧が可能となる日:  
**6月30日**

■閲覧可能時間:  
午前8時45分～午後5時15分  
(土・日曜、祝日を除く)

■閲覧場所:  
市役所本庁舎16階 議会事務局



お問い合わせ  
議会事務局総務課 ☎211-3162

資産公開

## 政務活動費の収支報告書などの閲覧は7月末から

市議会各会派に交付した令和7年度分政務活動費の収支報告書と領収書などの写しの閲覧が始まります。

■閲覧が可能となる日:**7月30日**

■閲覧可能時間:**午前8時45分～午後5時15分**  
(土・日曜、祝日を除く)

■閲覧場所:**市役所本庁舎15階 議会図書室**

■閲覧内容:**収支報告書、領収書の写し、政務活動概要報告書**

※インターネットでも公開します



領収書の写し  
閲覧申請ページ

**政務活動費とは?** 条例に基づき、議会における会派に対して交付されるものです。

- 対象: 会派(所属議員が1人の場合を含む)
  - 金額: 月額40万円×各月における当該会派の所属議員数
  - 交付方法: 4月、7月、10月、1月にそれぞれ3カ月分を交付
- ※各会派は、毎年度その収入・支出の状況を支出の科目(使途)ごとに報告することになってます  
※年度末において残額があった場合は返還します



政務活動費

お問い合わせ 議会事務局政策調査課 ☎211-3164

札幌市の市外局番は011です